

# 川崎認定保育園事業実施要綱

24 川市保第 1758 号

平成 25 年 3 月 29 日市長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、子どもの最善の利益を考慮し、保育を必要とする児童が保育所保育指針（平成 20 年厚生労働省告示第 141 号）に基づく良質な保育を享受できるよう、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 35 条第 4 項に規定する認可を受けていない保育施設を川崎認定保育園として認定し、助成金を交付すること及びその事業運営について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 川崎認定保育園

法第 35 条第 4 項に規定する認可を受けていない保育施設であって、本要綱に定める川崎認定保育園 A 型の基準を満たすもの（以下「A 型」という。）又は B 型の基準を満たすもの（以下「B 型」という。）のうち、市長が認定した施設をいう。

(2) 有資格者

保育士、看護師、准看護師、助産師又は保健師のいずれかの資格を保有しているものをいう。

(3) 乳児

満 1 歳未満の児童をいう。

(4) 幼児

満1歳から小学校就学前の児童をいう。

(5) 常勤職員

1日6時間以上かつ月20日以上（ただし、週30時間以上及び月120時間以上での変形労働時間も含む。）、常態的に継続勤務するものであり、かつ、法令に基づき各種社会保険の被保険者となっているものをいう。

(事業内容等)

第3条 川崎認定保育園における事業内容等は、次に定めるところによる。

(1) A型 次に掲げる事業内容等

ア 保育内容については、平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可外保育施設に対する指導監督について」の別添「認可外保育施設指導監督基準」及び本市で定める「川崎認定保育園指導監督基準」をすべて満たすことはもとより、「保育所保育指針」に基づき、児童の健康及び安全を確保しつつ、子どもの1日の生活や発達過程を見通し、計画的・組織的に構成し、実施すること。

イ 給食の提供については、次の(ア)から(エ)までによる。

(ア) 調理室、調理設備及び食器関係は、衛生的な管理に努め、細心の注意を払うこと。

(イ) 食事は施設で調理された完全給食を原則とし、その献立はできる限り変化に富み、児童の健全な発育に必要な栄養量を満たすものであること。

(ウ) 食品の種類及び調理方法についても、栄養並びに児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものであること。

(エ) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行い、アレルギー等へ

- の配慮を行うこと。
- ウ 健康診断は、職員に対しては年1回、児童に対しては保育開始時も含め、少なくとも年2回行うこととし、給食従事者（調理員の他、配膳、児童の食事補助をする保育従事者も含む。）については月1回以上検便を行うこと。
- エ 地震や火災等の非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する訓練を毎月1回以上実施し、その記録を残すこと。
- オ 川崎認定保育園設置者（以下「設置者」という。）は、法人格を有する民間事業者のうち、第6条各号に定める要件を満たすものとする。
- カ 定員は、10人以上とし、認定時に市長に届出を行い、本市と協議して定めた数とする。
- キ 開所日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）を除く日とすること。
- ク 保育時間は、午前7時から午後6時、または午前7時30分から午後6時30分までの11時間を基本保育時間とし、更に2時間以上の延長保育を実施すること。
- ケ 保育の質の向上を図るため、本市が別に定めるガイドラインに沿って、保育の計画の内容や保育従事者の自己評価結果を踏まえ、当該保育園の保育の内容等について自己評価を行い、その結果を公表するとともに、本市に提出すること。
- コ 運営委員会の実施については、次の（ア）から（エ）までによる。
- （ア）設置者は、利用者等の意見を聴いて、利用者の立場に立った良質な保育サービスを提供するため、各施設に運営委員会を設置するものと

し、規約の作成並びに名簿及び議事録を整備すること。

(イ) 運営委員会は、当該川崎認定保育園（以下「当該園」という。）の第三者であって、保育事業に関して知識経験を有する者、当該園の保育サービス利用者、設置者の実務を担当する役員及び施設長を含む4人以上で構成すること。ただし、第三者及び保育サービス利用者が半数以上となること。

(ウ) 運営委員会は年2回以上開催し、審議事項は、事業計画、保育計画、自己評価、補助金の使途の報告その他の重要事項として、議事録を作成し、会議資料とともに本市に提出すること。

(エ) 設置者は、運営委員会での審議内容について利用者に周知すること。

サ 在宅で保育する保護者の心理的負担を解消する等の子育て支援のため、時間単位の預かり保育を実施する場合は、面積基準等を満たした上で、本市在住の児童の受入枠を常時3名以上確保すること。

## (2) B型 次に掲げる事業内容等

ア 保育内容については、A型と同じとすること。

イ 給食を提供する場合は前号イの規定を準用することが望ましい。やむを得ず、仕出し弁当の提供や弁当持参とする場合は、適切に保管すること。

ウ 健康診断については、A型と同じとすること。

エ 地震や火災等の非常災害に対しては、A型と同じとすること。

オ 設置者は、法人格を有する民間事業者及び個人事業主のうち、第6条各号に定める要件を満たすこと。

カ 定員については、A型と同じとすること。

キ 開所日については施設で定め、市長の承認を受けること。

ク 保育時間は、日中11時間以上の保育時間を確保すること。

ケ 自己評価の実施については、A型と同じとすること。

コ 運営委員会については、A型と同じとすることが望ましい。

(建築物、設備及び面積)

第4条 川崎認定保育園の構造及び設備は、次に定めるところによる。

(1) A型 次に掲げる構造及び施設

ア 新耐震基準（昭和56年6月改正の建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める基準をいう。）を満たすこととし、昭和56年5月31日以前に着工した建築物の場合は、耐震調査を実施し、耐震性に問題がないこと又は耐震改修済みのものとする。

イ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）は、特別の理由のない場合は、1階に設けることが望ましい。また、消火用具を設置し、その使用方法を十分に理解すること。

ウ 川崎市児童福祉施設の施設及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）及び別表第1の基準を満たすこと。

エ 建築基準法その他の関係法令の定めるところに従うほか、採光、換気等入所児童の保健衛生、危険防止に十分な注意を払うこと。

オ 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上であること。ただし、平成25年4月1日より前に運営を開始していた施設については、移転又は増改築するまでの間、乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき2.475㎡以上とすることができる。

カ 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上であること。保育室又は遊戯室には、保育に必要な遊具を備えるこ

と。

キ 体調の良くない児童が静養できる設備を有すること。事務室との兼用も可とするが、必要な医薬品等を常備すること。

ク 屋外遊戯場は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であること（保育園付近にある代替場所の場合も含む。）

ケ 調理室は必置とし、定員に見合う面積、設備を有し、保育室等と簡単に入出りできないよう区画されており、衛生的な状態であること。

3階以上に調理室を設ける場合は、建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていることとし、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。（自動式スプリンクラー設備、調理用器具の自動消火装置等が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合を除く。）

コ 便所は、専用の手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ、児童が安全に使用できるものであること。便器の数は、幼児20人につき1以上設置されていること。

サ 非常口及び避難経路は、火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に確保されていること。保育室等を1階に設ける場合又は屋上に屋外遊戯場を設ける場合は、2以上の避難経路を確保すること。

シ 床面積200㎡以上の川崎認定保育園を設置する場合にあつては、建築基準法第87条に基づく用途変更の届出が必要であること。ただし、既存物件については本市と協議すること。

(2) B型 次に掲げる構造及び施設

- ア 新耐震基準を満たすこととし、昭和56年5月31日以前に着工した建築物の場合は、耐震調査を実施し、耐震性に問題がないこと又は耐震改修済みのものとする。
- イ 保育室等は、特別の理由のない場合は、1階に設けることが望ましい。また、消火用具を設置し、その使用方法を使用者が十分に理解すること。
- ウ 認可外保育施設指導監督基準及び別表第1の基準を満たすこととし、重複する事項については、より高い基準を優先する。
- エ 建築基準法その他の関係法令の定めるところに従うほか、採光、換気等入所児童の保健衛生、危険防止に十分な注意を払うこと。
- オ 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上であること。ただし、平成25年4月1日より前に運営を開始していた施設については、移転又は増改築するまでの間、乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき2.475㎡以上とすることができる。
- カ 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上とし、保育室又は遊戯室には、保育に必要な遊具を備えること。
- キ 必要な医薬品等を常備すること。
- ク 屋外遊戯場は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であること。保育園付近にある代替場所の場合も含むこととする。
- ケ 調理室は、定員に見合う面積、設備を有し、保育室等と簡単に入出りできないよう区画され、衛生的な状態であること。
- 3階以上に調理室を設ける場合は、建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規

定する特定防火設備で区画されていることとし、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。（自動式スプリンクラー設備、調理用器具の自動消火装置等が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合は除く。）

コ 便所には手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ、児童が安全に使用できるものであること。また、便器の数は、幼児20人につき1以上設置されていること。

サ 非常口及び避難経路は、火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に確保されていること。また、保育室等を1階に設ける場合や屋上に屋外遊戯場を設ける場合は、2以上の避難経路を確保すること。

シ 床面積200㎡以上の川崎認定保育園を設置する場合にあっては、建築基準法第87条に基づく用途変更の届出が必要であること。ただし、既存物件については本市と協議すること。

（職員）

第5条 川崎認定保育園の職員配置基準は、次に定めるところによる。

（1）A型 次に掲げる職員配置基準

ア 施設長は、有資格者の常勤職員であって、2年以上認可保育所又は認可外保育施設で保育に従事した経験を有する者を配置することとし、認定後2年間は、原則として変更することはできず、別施設との兼務はできない。

また、施設長が休職等の理由により1か月以上不在とするときは、1年を超えない限りで、かつ、有資格者の常勤職員のうちから代理者を選



任すること。

イ 保育従事者の配置基準は、乳児3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児20人につき1人以上、満4歳以上の幼児30人につき1人以上とする。ただし、2人を下ることはできない。

また、その必要人員数の算出に当たっては、満年齢ごとに在籍児童数を配置基準で除し、小数点1位（小数点2位以下切捨て）まで求め、それぞれを合計し、小数点1位以下を四捨五入したものであること。

ウ 上記イに基づいて算出された保育従事者中2/3以上は、有資格者であること。ただし、上記イ本文の規定により算出された保育従事者が1人になるときは、有資格者1人を配置すること。

エ 上記イに基づいて算出された保育従事者中2/3以上は、常勤職員であること。

オ 延長保育時間については、2人以上とし、児童数に応じて適正に配置すること。また、1人以上は、有資格者であること。

カ 調理員は1人以上配置すること。ただし、平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知「保育所における調理業務の委託について」に準じて調理業務を委託する場合は、調理員を置かないことができる。

## (2) B型 次に掲げる職員配置基準

ア 施設長に関する事項は、A型と同じとする。

イ 保育従事者の配置基準は、A型と同じとする。

ウ イに基づいて算出された保育従事者中1/2以上は、有資格者であること。ただし、1/3を超えて1/2に達する部分については、幼稚園

教諭を有資格者として認めることができる。

エ 1 1 時間を超える保育時間帯については、2 人以上とし、現に保育されている児童が 1 人である場合を除き、児童数に応じて適正に配置すること。また、このうち 1 人以上は、有資格者であること。

オ 給食を提供する場合には、調理員は必ず 1 人以上配置すること。ただし、調理業務を委託する場合は、調理員を置かないことができること。

(設置者の要件)

第 6 条 設置者は、次の各号のいずれも満たすものとする。

- (1) 川崎認定保育園の運営に当たって必要な経済的基盤があること。
- (2) 川崎認定保育園を健全かつ安定的に運営できること。
- (3) 川崎認定保育園の運営に関し、不正又は不誠実な行為をする恐れがないと認められること。
- (4) 設置者が個人事業者については個人事業主、法人については法人の代表者又は役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいないこと。
- (5) 社会的信望があり、児童福祉に対する熱意があること。
- (6) 財務内容が適正であること。

(認定対象施設)

第 7 条 認定対象施設は、原則開設後 1 年以上良好な運営を行い、第 3 条から前条までに規定する基準を満たすことが可能で、かつ、国等の他の補助実施機関等から運営費等の補助を受けていない施設の中から、市長が地域の保育需要及び保育所整備計画の状況を踏まえ、川崎認定保育園として認定する施設とする。

(認定手続等)

第8条 川崎認定保育園の認定手続等については、次のとおりとする。

- (1) 川崎認定保育園の認定を受けようとする事業者は、本市の定める期間内に川崎認定保育園認定申込書(第1号様式)に必要書類を添えて提出しなければならない。
- (2) 市長は前項の規定により、提出された認定申込書を、別に定める選考委員会を開催して審査し、認定の適否を決定する。
- (3) 市長は、川崎認定保育園の認定を決定した施設の事業者に対して、川崎認定保育園選定通知書(第2号様式の1)を交付する。また、選考委員会の結果選定に至らなかった事業者に対しては、川崎認定保育園非選定通知書(第2号様式の2)を交付する。

2 市長は、認定予定日において、選定施設の運営内容が選定時の事業計画の内容と同一であると確認できた場合は、川崎認定保育園認定通知書(第2号様式の3)を交付し、選定時の事業計画の内容と異なる場合は、川崎認定保育園認定取消通知書(第2号様式の4)を交付する。

3 市長は川崎認定保育園を設置しようとする申請者又は前項の規定により認定を受けた事業者が第6条第4項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得なければならない。

(変更)

第9条 前条第1項第3号の認定を受けた事業者は、川崎認定保育園の設置場所、面積、定員又は施設長の変更を行う場合は、川崎認定保育園変更申請書(第3号様式の1)を市長に提出する。

2 市長は、変更申請書の内容を審査しその可否を決定し、川崎認定保育園変更承認書（第3号様式の2）又は川崎認定保育園変更不承認書（第3号様式の3）を申請者宛て交付する。ただし、設置者の変更は原則として認めない。

（利用）

第10条 川崎認定保育園の利用手続に当たっては、次に定めるところによる。

- （1）設置者は、施設の利用の申込みがあった際には、申込者に対し、入退園や更新手続、保育料等について、保育サービスを提供する上での重要事項説明書等を交付の上説明すること。
- （2）設置者は、利用者との間において、当該施設の利用についての契約を締結し、提供する保育サービスの内容、保育料等を記載した契約書を2通作成し、双方で保管すること。
- （3）設置者は、利用者に対し、運営方針、施設概要、保育内容、保育料、職員配置基準等の情報は、適正に開示すること。

（保育料）

第11条 川崎認定保育園の保育料については、次に定めるところによる。

- （1）保育料は、保護者負担を考慮し軽減に努め、適切な金額とすることとし、認定後の保育料は、特段の理由なく認定前の保育料を上回らないこと。また、別途入園料、日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費、その他保育に係る費用を徴収する場合は、保護者の理解を十分に得た上で実費相当を徴収すること。
- （2）A型の延長保育料及びリフレッシュ保育料は、別表第2のガイドラインを参考に決定すること。
- （3）A型の延長保育及びリフレッシュ保育の実施に際し、食事を提供する場合は、別表第2のガイドラインを参考に決定し、実費相当分を徴収するこ

とができることとする。

- (4) 次条第1項第2号に規定する多子減免加算費の対象となる児童については、保護者から市長へ、川崎認定保育園多子減免申請書（第8号様式の5）を提出し申請手続きをした上で、月額保育料から多子減免加算費相当分を控除すること。
- (5) 次条第1項第16号に規定する保育料軽減助成費の対象となる児童については、保護者から市長へ横浜市民保育料軽減利用申込書（第8号様式の6）を提出し申請手続きをした上で、月額保育料から保育料軽減助成費相当分を控除すること。
- (6) 次条第1項第17号に規定する施設等利用費の対象となる児童については、月額保育料から施設等利用費相当分を控除すること。
- (7) 保護者負担軽減のための「川崎認定保育園園児保育料補助金」については別に定める。

（助成金の内容）

第12条 助成金は、次に掲げる助成費等とし、第1号から第15号まで及び第17号から第20号の助成費等の支給基準額については、別表第3に定めるものとし、第16号に規定する保育料軽減助成費については、横浜市が定める横浜保育室事業実施要綱（平成9年4月1日福保推第18号市長決裁。以下、「横浜保育室要綱」という。）によるものとする。なお、児童の年齢は、保育が実施された日の属する年度の初日の前日を基準とする。

（1）基本助成費

助成対象児童の年度更新、毎月の保育料の軽減、児童の昼食・おやつ等の提供、保育従事者の人件費、冷暖房費、児童の保育材料費等に使用し、入所児童の処遇向上を図るための助成

## (2) 多子減免加算費

次項第1号の助成対象児童のきょうだいが、認可保育所、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育、幼稚園、認定こども園、川崎認定保育園、年度限定型保育事業、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育事業の通常保育、児童心理治療施設への通所及び児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合に、保護者の負担軽減を図るための助成。ただし、きょうだいのうち他の施設類型で多子減免等が実施されている場合には適用しない。

## (3) 障害児加算費

設置者が川崎認定保育園用障害児加算費認定協議書（第4号様式）を提出し、助成対象児童が障害児と認定され、通常に上乗せした保育従事者の配置を必要とする場合に、その保育従事者を雇用するための助成

## (4) 延長保育加算費

A型において、基本保育時間の他に2時間の延長保育を実施するための助成

## (5) リフレッシュ保育加算費

A型において、在宅で保育する保護者を援助するための預かり保育を実施するための助成。設置者は前月分の実績をA型リフレッシュ保育利用報告書（第5号様式）により報告し、実態としてリフレッシュ保育を実施していない場合には、加算しない。

## (6) 家賃補助費

運営にあたり、施設賃借料が必要な場合に、その賃借料に対する、当面の間の助成。ただし、駐車場については助成対象外とする。

## (7) 職員安定雇用費

職員の安定雇用を支援するための助成

(8) 処遇改善加算費Ⅰ

有資格者の処遇改善を実施するための助成。設置者は、前月分の実績を川崎認定保育園処遇改善加算費支給実績報告書（第7号様式の7から第7号様式の9）により処遇改善の実施状況を市長に報告しなければならない。

(9) 処遇改善加算費Ⅱ

キャリアパスの仕組みを構築し、保育士等のキャリアアップによる処遇改善に要する費用に係る助成。設置者は川崎認定保育園処遇改善等加算費Ⅱ認定申請書（第7号様式の11）により実施状況を市長に報告しなければならない。

(10) 研修費

常勤の有資格者が研修を受講するための助成。設置者は、川崎認定保育園研修受講実績報告書（第7号様式の10）により、研修実績を市長に報告しなければならない。

(11) 職員検便費

B型において、調理・調乳業務の衛生管理のために実施する検便検査への助成。設置者は、調理調乳職員検便実施者名簿（第6号様式の1）を市長に提出するものとする。

(12) 施設賠償責任保険費

施設における不慮の事故等に対する保険への助成

(13) 職員健康診断費

B型において、施設職員の健康管理のために実施する健康診断への助成。設置者は、職員健康診断費申請書（第6号様式の2）職員健康診断受信者名簿（第6号様式の3）を市長に提出するものとする。

(14) 児童健康診断費

B型において、入所児童の健康管理のために実施する健康診断への助成（施設が委託して行う健康診断に限る。）設置者は、入所児童健康診断費申請書（第6号様式の4）及び入所児童健康診断受診者名簿（第6号様式の5）を市長に提出するものとする。

(15) 衛生管理加算費

利用児童の使用済み紙おむつを施設において収集し、法令等に従い適切な方法により処置をすることをもって、保護者及び施設職員の負担軽減を図るための助成

(16) 保育料軽減助成費

次項第2号の助成対象児童に対して横浜保育室要綱に規定する保護者負担軽減を図るための助成

(17) 施設等利用費

次項第1号の助成対象児童の保護者のうち子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）及び川崎市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年川崎市規則第71号。以下「規則」という。）に規定する施設等利用給付認定保護者に対する負担軽減を図るための助成

(18) 防災対策費

施設における総合的な防災対策の充実強化のための防災関係用品の購入にかかる費用に対する助成。設置者は年度末に当該年度分の実績を川崎認定保育園防災費実績報告書（第11号様式）により市長に報告するものとする。



(19) 物価高騰対応加算費（給食費）

物価高騰に伴う給食費の増加による保護者の給食費負担額の増加抑制を図るための助成

(20) 物価高騰対応加算費（光熱費）

物価高騰に伴う光熱費の増加による施設の負担軽減を図るための助成

2 助成の対象となる児童（以下「助成対象児童」という。）については、次の各号に定めるものとする。

(1) 月の初日（初日が閉園日である場合は月の最初の開園日）から川崎認定保育園に在籍し週4日以上通園する児童のうち、保護者及び児童が本市に在住し、府令及び規則に定める次のアからコまでのいずれかの事由に月の初日から該当すること。

助成対象児童数については別途、本市と施設において協議した上で本市が定めるものとし、当分の間、保育室の面積、職員数等の本要綱に定める基準を満たしている場合に限り、概ね20%まで超過することができるものとする。

ア 1月において、64時間以上労働することを常態とすること。

イ 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。

ウ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

エ 親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。

オ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

カ 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。

キ 次のいずれかに該当する者であること。

- (ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
- (イ) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- (ウ) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。
- (エ) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（(ア)に該当する場合を除く。）
- ク 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが川崎認定保育園を利用しており、当該育児休業の間に川崎認定保育園を引き続き利用することが必要であると認められること
- ケ ア～クに掲げるもののほか、市長が認める事由に該当すること。
- (2) 月の初日（初日が閉園日である場合は月の最初の開園日）より川崎認定保育園に在籍し、週4日以上通園する4歳未満児のうち、保護者及び児童

が横浜市に在住し、前号のアからケまでのいずれかの事由に月の初日より該当する場合は、助成対象児童とする。なお、児童の年齢は保育が実施された日の属する年度の初日の前日を基準とする。

3 助成対象期間は、小学校就学前までの範囲で、次の各号のいずれかの期間とする。

ア 前項第1号アの事由の場合は、施設の利用開始日から保育を必要とする日までの期間

イ 前項第1号イの事由の場合は、出産予定日の前後各2か月程度

ウ 前項第1号ウの事由の場合は、施設の利用開始日から保育を必要とする日までの期間

エ 前項第1号エの事由の場合は、施設の利用開始日から保育を必要とする日までの期間

オ 前項第1号オの事由の場合は、施設の利用開始日から災害の復旧が完了すると見込まれる日までの期間

カ 前項第1号カの場合は、施設の利用開始日から2か月以内

キ 前項第1号キの事由の場合は、施設の利用開始日から職業訓練校や大学等へ通学する期間又は保育を必要とする日までの期間

ク 前項第1号クの場合は、出産後1年を経過した後、その当該年度末までを限度とする。

ケ 前項第1号ケの事由の場合は、施設の利用開始日から保育を必要とする日までの期間

(助成金の支給)

第13条 前条第1項第1号から第15号まで及び第17号から第20号までに規定する助成金は、本市が認める範囲内において設置者からの助成対象月

の初日の状況に基づいた申請により支給する。

2 前項に規定する申請は、川崎認定保育園助成金交付申請書（第7号様式の1）、助成対象児童名簿（兼提供証明書）（第7号様式の2）、助成対象外児童名簿（第7号様式の3）、多子減免名簿（第7号様式の5）、職員雇用状況報告書（第7号様式の6）、児童票（第8号様式の1）、川崎認定保育園用就労証明書（第8号様式の2）、川崎認定保育園用就労状況申告書（第8号様式の3）、川崎認定保育園用状況届（兼申立書）（第8号様式の4）、多子減免申請書（第8号様式の5）その他必要書類を添えて提出するものとする。

3 前条第2項第2号の助成対象児童に係る助成金を支給する場合は、前項に定める書類のほか、横浜市民助成対象児童名簿（第7号様式の4）、横浜市民保育料軽減利用申込書（第8号様式の6）その他必要書類を添えて提出するものとする。

（助成金の返還）

第14条 市長は助成金の受給に虚偽申請や目的外使用などの不正があった場合又は第6条第4号の規定に反する場合は、支給された助成金の一部又は全部の返還を命じることができる。

（実績報告）

第15条 設置者は、川崎認定保育園事業実績報告書（第9号様式）に決算書等の必要書類（財務3表、会計書類等本市が定めるものをいう。）を添えて事業実施年度終了後2か月以内に市長に提出する。

（経理）

第16条 設置者は、日々適正な経理を執行するとともに、その収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備する。

2 設置者は、市からの助成金を川崎認定保育園の事業運営以外に使用しては

ならない。

(調査及び指導等)

第17条 市長が別に定める「川崎認定保育園指導監査実施要綱」により年1回以上実施する立入調査に併せて、第15条により提出された前年度の「川崎認定保育園事業実績報告書(第9号様式)」及び決算書等をもとに指導監督並びに会計監査を実施するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、市長は、必要があると認めるときは、随時事前通告を行わずに立入調査を行うことができる。

3 立入調査の結果、保育内容、運営面、関係帳簿等に問題がある場合は、口頭又は文書により概ね1か月以内の回答期限を付して、改善指導を行うものとする。施設から改善報告があった場合は、その改善状況を確認するため、特別立入調査を行う。

4 前項の改善指導を行っても改善されない場合又は改善の見通しが無い場合は、設置者に対し、文書により概ね2週間から1か月以内の回答期限を付して、改善を勧告するものとする。

5 前項の勧告を受けた設置者から当該勧告に対する報告があった場合は、その改善状況を確認するため、特別立入調査を行う。また、回答期限が経過しても報告がない場合についても、特別立入調査を行い、特別立入調査の結果、改善勧告に従わなかった場合には、その旨を公表することとする。

(取消し)

第18条 川崎認定保育園の認定取消しについて、次に定めるところによる。

- (1) 設置者が川崎認定保育園の廃止及び休止を申し出る場合は、少なくとも1年以上前までに廃止する場合は川崎認定保育園辞退届(第10号様式)を、休止する場合は川崎認定保育園休止届(第10号様式の2)を提出す

るとともに、在籍児童の保護者への十分な説明を行い、在籍児童の処遇を考慮しなければならない。

(2) 市長は、次のアからカまでのいずれかに該当する場合は、当該川崎認定保育園の認定を取り消すことができる。

ア 事業内容、建築物・設備及び面積、職員、設置者の要件に関して故意又は重大な過失により違反したとき。

イ 不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

ウ 第17条の規定による改善指導及び勧告を受けたにもかかわらず、改善が図られないとき。

エ 法第59条の規定により事業の停止又は施設の閉鎖命令を受けたとき。

オ 第6条第4号の規定に反することが認められたとき。

カ その他、取り消すことが適当であると認められたとき。

(3) 市長は、前2号に該当する場合は認定取消通知書（第2号様式の4）を交付する。

(4) 第1項にて休止した施設が再開する場合は、川崎認定保育園再開届（第10号様式その3）を必要な書類を添えて提出しなければならない。

（遵守事項）

第19条 設置者は、施設運営に当たって、次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 本市との事前協議を経ず川崎認定保育園を第三者に譲渡しないこと。

(2) 川崎認定保育園の事業運営を委託しないこと。ただし、調理業務及び一部の経理・総務事務については、この限りではない。

(3) 利用者を限定せず、広く市民の利用に供すること。

(4) 施設の衛生管理に十分な注意を払い、事業系廃棄物を適正に処理すること。

(5) 川崎認定保育園の運営に係る個人情報について、厳正に管理すること。

(6) 提携医療機関を定めること。

(7) 本市との電子データによる授受に努めること。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月4日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱に作成された各様式で現に残存するものについては、当分の間、必要な個所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、第12条第1項第15号及び別表第3に定める物価高騰対応加算費（給食費）については、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。



## 附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 2 3 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表第1（第4条関係）

本表における用語の定義は次のとおりとする。

建基法：建築基準法

建施令：建築基準法施行令

保育室等が2階の場合

項 目		内 容
1 階段	常用  （右のうち1 以上設けるこ と。）	1 屋内階段  2 屋外階段
	避難用  （右のう ち1以上 設けるこ と。）  ※B型に ついては 右のうち 1つも設 置できな い場合は、 別途本市 と協議す ること。	1 屋内避難階段（建施令第123条第1項に規定するもの） （建施令同条第3項第2号、第3号、第9号を満たす特別避難階段に準じた構造）  2 屋内特別避難階段（建施令第123条第3項に規定するもの）  3 待避上有効なバルコニー（次の要件を満たすこと） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 床は準耐火構造で、十分に外気に開放している</li> <li>● 2m以内の建物の外壁は準耐火構造、開口部は防火設備</li> <li>● 出入口の戸は、幅0.75m以上、高さ1.8m以上、下端床面からの高さ0.15m以下</li> <li>● 待機面積は階の保育室等面積の概ね1/8以上とし、幅は3.5m以上の道路又は空地に面している</li> </ul> 4 屋外傾斜路（建基法による準耐火構造）  5 屋外階段

	階段までの距離	常用・避難用の設備は、保育室等の各部屋から歩行距離が50m以下とすること。ただし、B型において耐火構造又は準耐火構造でない場合は30m以下とする。
2	転落防止	保育室等の出入り、通行する場所に転落事故防止設備を設けること。

保育室等が3階の場合

項目		内容
1	階段	
	常用 (右のうち1以上設けること。)	1 屋内避難階段（建施令第123条第1項または第3項に規定するもの） 2 屋外階段
	避難用	1 屋内避難階段（建施令第123条第1項に規定するもの） 2 屋外傾斜路（建基法による耐火構造） 3 屋外階段
	階段までの距離	常用・避難用の設備は、保育室等の各部屋からの歩行距離を30m以下とすること。
2	転落防止	保育室等の出入り、通行する場所に転落事故防止設備を設けること。
3	その他	強火力の火気設備は、建基法の火気使用室扱いとすること。
		建物内の壁・天井の仕上げは不燃材料とすること。
		非常警報器具又は非常警報設備若しくは消防機関通報設備を設けること。
		カーテン・敷物・建具等の可燃性の設備については防火処理を行うこと。

#### 4階以上の場合

項 目		内 容
1 階段	常用	1 屋内避難階段（建施令第123条第1項又は第3項に規定するもの） 2 屋外避難階段（建施令第123条第2項に規定するもの）
	避難用	1 屋外避難階段（建施令第123条第2項に規定するもの）
	階段までの距離	常用・避難用の設備は、保育室等の各部屋からの歩行距離を30m以下とすること。
2 転落防止		保育室等の出入り、通行する場所に転落事故防止設備を設けること。
3 その他		強火力の火気設備は、建基法の火気使用室扱いとすること。
		建物内の壁・天井の仕上げは不燃材料とすること。
		非常警報器具又は非常警報設備若しくは消防機関通報設備を設けること。
		カーテン・敷物・建具等の可燃性の設備については防火処理を行うこと。

#### 注意事項

○保育室等が設置される最上階の基準が該当する。

保育室等が2階と3階にある場合は：「保育室等が3階の場合」

保育室等が2階から4階にある場合は：「保育室等が4階以上の場合」

別表第2（第11条関係）

川崎認定保育園A型 延長・リフレッシュ保育保護者負担ガイドライン  
(単位/円)

延長保育1時間延長	月額	4,000
延長保育2時間延長	月額	8,000
リフレッシュ保育	1時間	800
延長・リフレッシュ保育時の食事代	1食	300

別表第3（第12条関係）

川崎認定保育園 助成額一覧表

単位（月額/円）

項目	川崎認定保育園A型			川崎認定 保育園B型	
	30名以下	31名～60名	61名以上	補助単価	
① 基本助成費 0歳児	1 人 あ た り	95,020	87,650	80,800	78,300
② 基本助成費 1、2歳児		74,950	61,640	53,630	48,110
③ 基本助成費 3歳以上児		25,270	20,710	16,350	15,090
④ 多子減免加算費		10,000 (上限)			
障害児加算費		72,560			
職員検便費				265(上限)	
延長保育費		103,600			
① リフレッシュ保育費 月利用1人～20人以下		56,250			
② リフレッシュ保育費 月利用21人～30人以下		84,375			
③ リフレッシュ保育費 月利用31人以上		112,500			
家賃補助費(上限30万)		賃借料 1/2			
家賃補助費(上限15万)				賃借料 1/2	
職員安定雇用費	39,460	78,920	118,380	39,460	

処遇改善加算費Ⅰ（常勤）	常勤有資格者 1 人あたり 22,100（事業者負担分法定福利費充当分 1,500 円含む） 賞与分として年度内 2 回を上限に 44,200（事業者負担分法定福利費充当分 3,000 円含む）		
処遇改善加算費Ⅰ（非常勤）	非常勤有資格者 1 人あたり 月の総労働時間×175 （1 時間未満の労働時間については、30 分以上を切り上げ、30 分未満を切り捨てとする）		
処遇改善加算費Ⅱ（常勤）	常勤有資格者（7 年以上の勤務経験）1 人あたり 40,000 常勤有資格者（3 年以上 7 年未満の勤務経験）1 人あたり 5,000		
研修費	常勤 1 人あたり 7,000（上限）		
施設等利用費（0～2 歳児）	42,000 （上限）		
施設等利用費（3 歳児以上）	37,000 （上限）		
施設賠償責任保険費	7,700（上限）		
職員健康診断費	1 人		1,850（上限）
児童健康診断費	あたり		1,850（上限）
衛生管理加算費	0～2 歳児 1 人あたり 254		
防災対策費	40,000（上限）		
物価高騰対応加算費 （給食費） 適用期間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 5 年 9 月 30 日	1 人 あたり	A 型：690 B 型：27.6×給食実施日数（上限 25 日、1 円未満切り捨て）	
物価高騰対応加算費 （光熱費） 適用期間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 5 年 9 月 30 日			384

ただし、第 12 条第 2 項第 2 号に基づく横浜市民の助成対象児童については、3 歳児までの基本助成費、障害児加算費、児童健康診断費、その他適当と認められるものについて助成する。